

第57号議案

蒲郡市手話言語条例の制定について

蒲郡市手話言語条例を、次のように制定するものとする。

令和元年12月5日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

蒲郡市手話言語条例

別紙のとおり

提案理由

ろう者が手話を使用しやすい環境づくりを推進するため提案する。

蒲郡市手話言語条例

言語は、お互いの気持ちを理解し合い、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠なものであり、人類の発展に大きく寄与してきた。手話は、音声言語である日本語とは異なり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する非音声言語である。ろう者は、物事を考え、意思疎通を図り、お互いの気持ちを理解し合うため、また、知識を蓄え、文化を創造するため、手話を大切に育み、発展させてきた。

しかしながら、これまで手話が言語として認められてこなかったことや、手話を使用することができる環境が十分に整えられてこなかったことなどから、ろう者は、必要な情報を得ること、また、ろう者以外の者との意思疎通を図ることも容易ではなく、多くの困難を抱えながら暮らしてきた。

こうした中で、国際的には平成18年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約において、また、我が国でも平成23年に改正された障害者基本法において、手話が言語として位置付けられたものの、手話が言語であるとの認識が広く共有されているとは言い難い状況にある。そのため、市民一人一人が手話に対する理解を深め、ろう者が手話を通じて必要な情報を取得し、手話により十分な意思疎通を図ることができる環境を整備する必要がある。

蒲郡市は、明治31年に愛知県立豊橋聾学校の前身である私立拾石訓唾義塾が全国で3番目のろう者のための学び舎として創立された地である。先人の尊い志を引き継ぎ、手話が言語であるとの認識に基づき、ろう者が手話を使用しやすい環境づくりを推進することにより、市民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会を実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市が推進する施策を定めることにより、手話に対する理解の促進及び手話の普及を図り、もって市民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ろう者 聴覚に障害がある者のうち、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。
- (2) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。
- (3) 事業者 市内において事業を営む個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 手話に対する理解の促進及び手話の普及は、ろう者が手話により十分な意思疎通を図ることができ、市民が相互に人格と個性を尊重し合うことが重要であるとの認識の下に行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話に対する理解の促進及び手話の普及に努め、ろう者が手話を通じて必要な情報を取得し、手話により十分な意思疎通を図ることができる環境を整備するため、必要な施策を推進しなければならない。

(市民及び事業者の役割)

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深めるとともに、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、ろう者が利用しやすいサービスの提供及びろう者が働きやすい環境の整備に努めるとともに、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の推進)

第6条 市は、基本理念に基づき、次に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する施策
- (2) 手話による意思疎通の支援に関する施策
- (3) 手話による情報の発信及び取得に関する施策
- (4) 手話通訳者の確保及び養成に関する施策
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために市長が必要と認める施策

- 2 市は、前項に定める施策を推進するために必要があるときは、ろう者その他関係者の意見を聴くよう努めるものとする。

(雑則)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年1月1日から施行する。